技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検 定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促 進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成20年度には全国で約67万人の 受検申請があり、約26万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、 延べ約400万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成21年9月1日現在136職種である。これらについては、時代 のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直 し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの(特級、1級、2級、3級、 基礎1級及び基礎2級)と、②等級に区分しないもの(単一等級)とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、 中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事は、 技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会 に行わせている。

また、ファイナンシャル・プランニング等11職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。